

2025 年 10 月吉日

お客様 各位

株式会社ラビニール

Tel. 045-710-0660

## TINTMETER 2000JP における運用について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省 自動車局整備課（当時）整備事業班長からの事務連絡を受け、当社では「可視光線透過率測定器」の運用に関する取組みを進めてまいりました。

関係機関や光学関連企業との協議を重ね、すべての地方運輸局（10 か所）へ訪問し、意見交換を実施。これまでも「TINTMETER 2000JP」（以下、TM2000JP）の運用として、**車検判定での使用に問題ない旨をお伝えしてまいりました。**

昨年、国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課（以下、自動車整備課）より「TM2000JP」の製品仕様書および第三者機関による試験結果報告書の提出を依頼され、資料の提出後も継続して意見交換を行いました。

これまでに寄せられた「可視光線透過率測定器」に関するご意見やご指摘を当社にて整理し、**下記内容を、自動車整備課に確認していただき、特段の意見はない旨の回答を得ております。**

1. 可視光線透過率測定器は、現時点において法令上の「指定器具」には該当しない。  
車検で使用する機器の選定は、自動車検査員の裁量に委ねられる。
2. 令和 5 年 1 月 13 日の事務連絡に記載された「PT-50」「PT-500」については、誤解を招いた可能性があることは認識されているが、あくまで一例として挙げたものであり、特定の機器を推奨する趣旨ではない。
3. 保安基準第 29 条第 3 項に規定された要件を満たす可視光線透過率測定器であることが確認できれば、ラビニールより整備事業者に対して、その適合性を示すことで足りる。

これまでは整備事業者様からのご質問に個別対応しておりましたが、お問い合わせが増えてくるため、「可視光線透過率測定器」に関するよくあるご質問を FAQ としてまとめました。是非ご覧ください。

敬具